

書籍流通以前の諸問題

浅岡邦雄

今回のテーマは「近代書籍流通」であるが、明治初年から昭和20年の敗戦にいたる期間、近代日本における出版活動は、出版法規というものに強く規制されていた。したがって、書籍が流通して読者の手に届く以前の段階において、必ずクリアしなければならない障壁が存在していたのである。

活字メディアに関わる出版法規として、基本的に新聞・雑誌を規制する「新聞紙法」（以前は新聞紙条例）と、書籍を規制する「出版法」（以前は出版条例）との2つの実定法が制定されていた。ここでは書籍流通が主題であるので、まず「出版法」「出版条例」を中心とする出版法規の概要を述べ、次に準拠法に規定する納本・検閲の実情を検証し、さらに書籍に記載が義務づけられていた奥付の意味について考察し、最後にこれら出版法規の網を逸脱しようとする脱法行為の事例にも言及することにした。

1. 出版法規の変遷

はじめに、明治初年から昭和20年敗戦時までに公布・施行された出版法規を列举すると以下のごとくである。

- ①明治 2年 5月13日・行政官達第444号「出版条例」
- ②明治 5年 1月13日・文部省無号布達「出版条例」
- ③明治 8年 9月 3日・太政官布告第135号「出版条例」
- ④明治20年12月28日・勅令第76号「出版条例」
- ⑤明治26年 4月13日・法律第15号「出版法」
- ⑥昭和 9年 5月 1日・法律第47号「出版法」

これら出版法規の主要な規定事項をあげておくと、

①②は、出版に際しては官庁へ書物の大要を提出して許認可を得なければならない免許制であったこと。5部（①）または3部（②）の納本の義務。

③において大幅な改正がおこなわれ、出版届と版權願とを区別し、「版權」を望む者には願書を提出させ、認められたものには30年間専売の権利を認めたこと、3部の納本、基本的に免許制から届出制に変更された。

④の改正においては、それまで出版の取締と著作の権利とが併存していた法規を大きくあらため、「出版条例」を取締法規に特化し、著作の権利については分離独立させて、あらたに「版權条例」を制定した。全面的に届出制となり、発行10日前の出版届と3部の納本の義務化、発

行者を原則的に出版物の販売を業とする者に限定した。同時に、社則・塾則・引札・番付等は出版届と納本を不要とした。以後の出版法規の原型は、ほぼこの条例に盛り込まれた。

⑤これまでの「出版条例」と異なり、法律として議会で審議され「出版法」と名称が変わり、届出と納本が発行の3日前に2部の納本と改正された。出版届と納本の不要なものに、書簡・通信・報告が追加され、書誌事項の記載を本文の末尾（奥付）に特定した。以後、この「出版法」が昭和20年9月に効力を停止されるまで基本的に準拠された。

⑥あらたに皇室の尊厳冒瀆、安寧秩序の妨害、犯罪扇動など取締強化の条項を付加し、レコードも同法を適用すること、内務省令で「出版法施行規則」を制定した。

2. 納本および検閲

前述のごとく、明治初年の「出版条例」から納本が義務づけられており、その目的が検閲にあったことは言うまでもないが、明治8年6月以降敗戦時にいたるまで、納本・検閲の事務を担当していたのは内務省。部局の変遷はあったが、明治26年以降は内務省警保局図書課の所管であった（昭和15年12月以降検閲課と改称）。

納本の義務について、長く準拠された明治26年「出版法」の条項によってみてみよう。同法の第3条では次のように規定されている。

第3条 文書図画ヲ出版スルトキハ発行ノ日ヨリ到達スヘキ日数ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添へ内務省ニ届出ヘシ

内務省図書課に納本された2部のうち、1部は正本として検閲の原本とし、もう1部は副本として、当時の帝国図書館（現国立国会図書館）に内務省から交付され（内務省交付本と称された）、同館で管理し利用に供された。ただし、内務省交付本であっても検閲により発売頒布禁止の処分があったものについては、内務省は同図書館から返戻させていた（昭和12年以降は内務省と帝国図書館との協議により、これら禁止本は内務省に返戻せず、館長責任において厳重に保管され、当然利用に供されることはなかった）。

では、内務省図書課における検閲事務は、どのようにおこなわれていたのであろうか。まず、大正末から昭和11年まで、図書課において検閲事務をおこなっていた人員配置の変遷を資料によってあげると次の通りである。

大正15年・・・24名
昭和 2年・・・24名
昭和 3年・・・61名
昭和 4年・・・58名
昭和 5年・・・55名
昭和 6年・・・53名
昭和 7年・・・57名

昭和 8年・・・70名
昭和 9年・・・83名
昭和10年・・・107名
昭和11年・・・112名

（『内務省警察統計報告』に拠る。数値は各年末現在）

見るとおり、昭和3年から人員が増加し、昭和8年から急増して、昭和10年には図書課のみで100名を越える。上記人員のうち、属官までが正規の内務省の官吏であり、嘱託以下は非常勤。なお、嘱託、雇員の多くは外国語（フランス語、ロシア語、中国語、朝鮮語等）のスペシャリストが含まれる。

つぎに、検閲事務処理の実情について、現存する検閲原本などをもとに検証してみよう。図書課には日々膨大な数の出版物が納本されてくるため、検閲事務においてそのつど書類作成をおこなうことはなく、検閲官が検閲した原本の見返し（あるいは扉、表紙）に捺印し、必要に応じて当該図書の概要、検閲上のコメント・伺いを記して上司の事務官（係長）にあげている（コメント等の記載がないものが圧倒的に多い）。昭和7年頃までは、検閲官1名が検閲して上司に回付していたようだが、昭和8年以降の検閲原本にはおおむね検閲官2名の捺印があることから、2名による検閲を経て事務官にまわされていたことが確認できる（ただし、昭和8年以降のものでも検閲官1名の捺印だけのものもある）。検閲本の処置判断はほぼ事務官の段階で決定されていた。この点について、『内務省史』は次のように記している。

検閲の事務は、それぞれの係で係員によって行われ、大体係長たる事務官が決定した。もちろん、係長は常時課長以上の上司の意見を体するために、報告や協議は行っていたのであって、独断専行するわけではないが、事務の性質が即決を要するものが多いので、実際は係長中心に運営されていた。

（『内務省史』第1巻（大霞会，昭和46年3月））

図版1によって検閲事務の実態をみてみよう。これは、昭和10年12月18日書物展望社刊行の石川三四郎著『不尽想望』の見返しであるが、ペン書きで、

本書ハ最近三四年間ニ「ダイナミック」／外新聞雑誌ニ掲載セルモノヲ集録／セルモノニシテ、論旨ハ一貫シテ権力／ヲ否定、自由ヲ強調シマールキシズム、／サンジカリズムニ等ヲ非難ス／左記箇所不問可然哉／ p 45, 127, 170, 172, 175, 184

との記載があり、「山下」の捺印がある。その左側には青鉛筆で「不門意見」と記され、「内山」の印が押され、さらに「安寧不問」の朱印が押捺されている。上記記載の当該頁には、赤と青の鉛筆で傍線のある箇所があり、傍線の赤鉛筆が「山下」、青鉛筆が「内山」によるものとみて大過ないだろう。当時の図書課の職員録（『内務省庁県職員録』昭和11年）によると、同じ属官でも「山下」より「内山」の方が職階が上位であることから、「山下」の伺いに対して「内山」

が不問意見を付して、上部に捺印のある事務官「久山」にあげ、事務官の判断で同書は検閲をパスしたものということになる。事務官右の捺印は図書課長「内藤」のもの。その後検閲事務が済んだ図書は、内務省の保管倉庫に収蔵された。

出版者は、納本後3日が経過して管轄の警察からなんらの通達がなければ、市場に出版物を流通させることができた。もっとも、流通後に禁止処分が下されることもあったから、その場合は市場に流通している書籍に対しては押取等の処分がなされる。

図版2は、発売頒布禁止の処分がなされたもの。大正15年3月18日、武蔵野書院刊行の山崎麓著『洒落本評釈』の見返しである。左側ペン書きが検閲官による検閲コメントで、

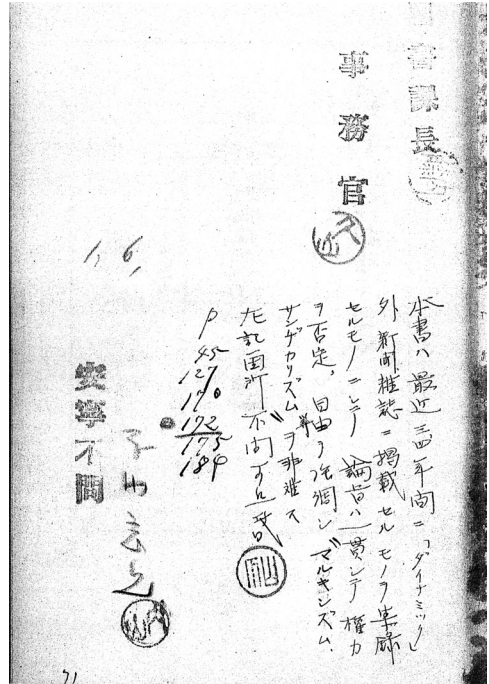
江戸時代諸作家洒落本中より／傾城の内幕話遊女売買等を抜／粹して一篇とせるものにして文体／は古典的なるも男女性交場面の／描写は風俗を害するものと認めらる

と記され、「千葉」の捺印がある。右側には、「風俗禁止」の方形の朱印が押され、上部に事務官「久慈」、図書課長「平田」、局長「松村」の各捺印。本書が禁止処分本であるため、警保局長の押印を得て、内務大臣名で発売頒布禁止の処分が執行された。

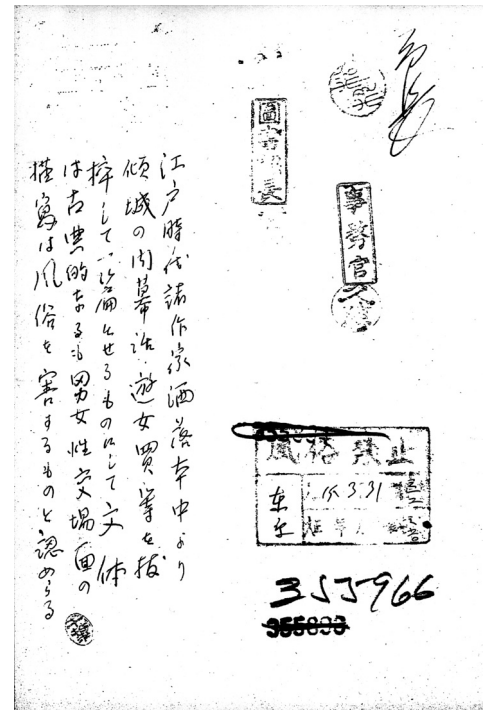
次に、検閲による処分および処置について述べておこう。

○発売頒布禁止

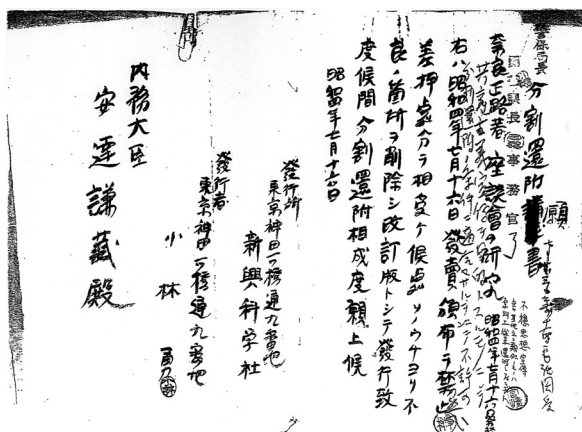
「出版法」第19条により発売頒布を禁止したもので、同条項は次のように規定している。「第19条 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」とあるように、安寧秩序妨害と風俗壊乱が主要条件であるが、きわめて広範囲に適用が可



図版1 石川三四郎著『不尽想望』への検閲コメント(千代田図書館蔵)



図版2 発売禁止の山崎麓著『洒落本評釈』の検閲コメント(国立国会図書館蔵)



図版 3 奈良正路『座談会の研究』の分割還付願書（国立国会図書館蔵）

能となる条項であり、かつ抽象的条項であることから恣意的に適用し得ることが窺えよう。

○削除処分

不穏または不良と認められる箇所分量が比較的僅少で、削除すれば社会的に問題なしと判断されたものは、当該箇所を削除して発行せしめた。

○分割還付

昭和 2 年 9 月 1 日以降発行の図書及び月刊以上（のち週刊にまで拡大）の雑誌に適用されたもので、いったん禁止処分とされ差押さえられたものでも、発行者側が還付の請求をおこなったものに対し、不良箇所が少量で、かつ差押さえ部数が多量で、容易に切除できるものと図書課で判断したものについては、その部分のみを削除して、発行者に還付したもの。発行者からの請求は、禁止命令から 1 カ月以内とされた。これは、それまで便宜運用としておこなっていた内閲（内検閲）を廃止したことによる見返りの運用措置としておこなわれたものである。

図版 3 は、分割還付の願書である。昭和 4 年 7 月 16 日に発売頒布禁止処分をうけた新興科学社刊行の奈良正路著『座談会の研究』についてのもので、禁止処分を受けた同日に還付を願い出ている。発行者はのちの岩波書店社長となる小林勇である。この願書に対して検閲官 2 名のコメントが記されており、「宮崎」は「不穏思想宣伝／書其他之ニ類似ノモノハ／原則上従来還付シ居ラズ」とし、「沢村」は「共產主義宣伝ヲ目的トスルモノニテ／分割還付ノ条件ニ適合セサルヲ以テ不許可可然哉」と記して上申している。結局、この還付願書は却下されたものである。

○次版改定（次版削除）

不穏・不良の程度が軽微なものは、その版のみ発売頒布を認めるが、次に増刷する場合は、指摘された箇所を訂正（削除）しなければならないとする処分。

以上が、書籍流通以前における検閲事務の実情である。

3. 奥付の意味

出版の取締を目的とする出版法規には、いろいろな規制条項が定められているが、そのひとつに、奥付へ印刷日・発行日および印刷者、発行者の氏名・住所の記載を義務づけている。この条項は明治20年「出版条例」ではじめて規定されたものであるが、明治26年「出版法」において、本文の末尾に、現在われわれが「奥付」と呼んでいる位置に記載することが規定された。その条項は以下のものである。

第7条 文書図画ノ発行者ハ其ノ氏名、住所及発行ノ年月日ヲ其ノ文書図画ノ末尾ニ記載スヘシ

第8条 文書図画ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書図画ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ

ところで、現在国立国会図書館の蔵書中、明治26年「出版法」以降昭和20年敗戦時までに発行された書籍のなかに、印刷日と発行日とが訂正され、発行責任者の捺印があるものをしばしば目にするところがある。他の図書館蔵本や市場流通本（古書界での流通本）には見られないことであるが、これは何を意味するものであろうか。こうした現象は、前に述べた納本の事情に起因する。前述のように、出版に際して発行者は発行の3日前に出版届と2部の図書を内務省に届け出ることが義務づけられていたわけであるが、発行者は出版予定にそって奥付を印刷するが、何らかの事情から予定より遅延することがおこる。その場合、納本する2部の図書の奥付を出版届にあわせて修正し、そこに責任者の印を捺して納本すれば、内務省では受け付けていたのである。この2部のうち1部が当時の帝国図書館に交付されたわけであるから、帝国図書館の蔵書を引き継ぐ国立国会図書館の蔵書中には、納本の際訂正されたものが存在しているのである。原則としては、納本2部の訂正だけでなく、市場に流通する他の書籍も訂正すべきものであったが、その点は放任・黙認されていたようで、ほとんど訂正はなされなかった。ちなみに言うと、奥付に記載の印刷日は、印刷が完了した日付ではなく、内務省に納本した日付なのである。したがって、当初予定した期日に納本が間に合わなくなった場合は、印刷・発行日を修正する事態が発生することになる。

こうした奥付訂正の実例をあげてみよう。明治44年に博文館が発行した泉鏡花の短編集に『鏡花叢書』があるが、日本近代文学館所蔵本の奥付には、明治44年3月20日印刷、同年3月23日発行との記載がある。それにたいして国立国会図書館所蔵本の奥付は、印刷してある印刷日と発行日を手書き修正して、それぞれに「大橋」（大橋新太郎）の印が押されて、明治44年4月9日印刷、4月12日発行となっている。博文館では、3月23日発行の予定で作業を進めたのであろうが、なんらかの事情から遅延し、納本が上述のごとくずれ込んでしまったのであろう。

こうした奥付訂正の書籍は、国会図書館にかなり存在するが、日や月の変更だけでなく、なかには年をまたがって訂正されているものもあって、発行年月日特定の悩ましい問題でもある。こうした奇妙な現象がみられるのも、ひとえに「出版法」の規定条項に起因するものであることは言うまでもない。

4. 脱法行為

これまでみてきたように、明治から敗戦時にいたるまでの出版活動は、出版法規という広く張り巡らされた「法の網」のなかで行わざるを得なかったのである。なかには法網を破って違法出版（地下本、非合法出版）をおこなう者もあったが、露見すれば罰則が待ち受けていた。そうしたなかで、確信犯的に「法の網」をくぐり抜けようとした事例もみられるので、紹介してみよう。

永井荷風に『夏姿』という著書がある。大正4年1月杣山書店が出版し、すぐに発売頒布禁止の処分にあったものであるが、この出版物の刊行事情については、荷風と杣山書店主人ともにのちに書き残しているので、当事者の言をもとに概略を述べることにしよう。

同書は、雑誌に未発表の書き下ろしとして出版されたものであるが、荷風の「夏すがた題言」によれば、大正3年8月に執筆を終えていたが、「猥褻淫卑殆春本と異なるところなきを以て其儘筐底に蔵し置」（『荷風全集』第15巻、岩波書店、平成5年12月）いていたが、杣山書店主人杣山仁三郎の慫慂により出版を諾したという。杣山から荷風宛の次の書簡が、その間の事情を示している。「傑作鈔に先立ちて夏姿御出版のお考え無之候や（非売品にあらず）これには少々魂胆もある事に御座候。貴意伺度存入候」（秋庭太郎『考証永井荷風』岩波書店、昭和41年9月）とあるが、書簡中の「魂胆」についてはあとでふれることにして、出版の経緯について少し述べることにする。荷風から出版の許可を得ると、杣山は早速製作に取り掛かり印刷をも急がせ、大正4年1月中旬には初版1000部ができあがる。同月16日の『東京朝日新聞』第1面には同書の広告が掲載されるが、この日は土曜日である。広告には「永井荷風新作」「未だ雑誌に掲げられたる事なき新作」を謳う。この日の広告掲載にはある意図が秘められていた。前引の荷風一文によれば、同書が発売禁止にあう危険性を予期していた杣山は、官庁の休日前日の土曜夕方、内務省に納本すると、ただちに市内の小売店へ配本をし終え、日曜日一日で売りつくそうと企図した。予想したごとく、同書は発売禁止に処せられるが、内務省編集の『禁止単行本目録』（湖北社、昭和51年7月）によると、同書の発売禁止処分の日付は1月18日月曜日である。売れ行きは1日で初版がほぼ売り切れになるほどであったから、警視庁から版元へ同書を押収に来た時には、「残本僅かに30余冊」（米刃堂主人『「夏すがた」の初版について』『荷風全集』付録第8号）という状況であった。内務省納本後3日間販売を控えるべきを守らず、官庁休日の間隙をついて配本し、その間に売りつくしてしまおうとする確信犯的戦術、これが杣山の書簡にいう「魂胆」の正体であったが、小山内薫の奔走で、警視庁への始末書提出でかろうじて処罰を逃れることができた。

この『夏姿』一件は、確信犯的に出版法規という「法の網」を食い破ろうとした小さな抵抗のひとつであろうが、書籍が流通する以前の段階で、著者・出版者・出版物が越えなければならぬ障壁は、決して低いものではなかったのである。